

大分県報

平成三十年
第三〇〇二号
七月二十日

（金曜日）

目次

告示

| | |
|-----------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款変更認証申請（四件） | 一 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請 | 二 |
| 指定予定保安林 | 五 |
| 公有水面埋立ての免許の出願 | 五 |
| 公 | |
| 告 | |
| 開発行為の完了 | 七 |
| 競争入札参加者の資格に関する公示 | 七 |
| 一般競争入札の実施 | 八 |

○告示

大分県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 エイエルエス大分
- 三 代表者の氏名
三 浦 和 光
- 四 主たる事務所の所在地

大分市大字奥田三十三番地の五
五 定款に記載された目的

この法人は、ALS（エイエルエス）等神経難病に関する社会啓発、患者・家族の自己決定を尊重した療養環境整備等に関する事業を行うことにより、患者・家族及び国民の医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グリーンインストラクターおおい

三 代表者の氏名
鬼 塚 隆 子

四 主たる事務所の所在地
大分市高崎三丁目六番十一号

五 定款に記載された目的
この法人は、森林・里山を保護・保全し、自然環境を守る意識を育むための人材養成と教育を行い、都市と農山村の交流により地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ムラづくりNPO風の原っぱ

三 代表者の氏名

浦田 龍次

四 主たる事務所の所在地

由布市湯布院町川上千五百二十四番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、「農」が持っている多面的機能を活用し、人が暮らし、生きていくための食、福祉、教育、環境、エネルギーに関わる総合的な機能を地域に回復し、もって地域の子どもたちやお年寄り、障害を持っている人たち、社会に出ることに戸惑っている若者たちなどの居場所をつくり、誰もが地域の中で安心して生きられる地域共生社会の実現をめざす。

これまで続けられてきた湯布院の様々なまちづくり文化活動に対しても積極的に連携、支援を行い、地域での文化、教養、芸術面における生活の質を高め、内面的にも充実した豊かな暮らしづくりに寄与することをめざす。

また、地域の安定は地球環境や国際平和と切り離しては考えられず、草の根の国際交流などを通じてこれからの地球時代にふさわしい国際感覚を持った地域住民コミュニティの実現をめざす。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年七月六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 里山保全竹活用百人会

三 代表者の氏名

井上 隆

四 主たる事務所の所在地

竹田市大字会々二千三百三十五番一

五 定款に記載された目的

この法人は、大分県や竹田市の地域社会に対して、農山村における荒廃した里山の環境保全作業と間伐されたモウソウチクやマダケ、そのほかの各種用材を活用する放置林活用対策事業を行うとともに竹の新用途研究開発事業に取組み、地域の経済振興や環境保全に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第四百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成三十年七月二十日から同年八月十日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

杵築市大田俣水字トンバ四六五二番四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百六十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

平成三十年七月五日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五三五番二の地先の国有海浜地先の公有水面及び一五三三番四の地先の公有水面

第二区域

津久見市大字四浦字鳩浦一五三三番五及び一五〇二番六の地先の国有海浜地先の公有水面並びに一五〇二番二の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び17の地点と1の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位（D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 白杵市にある国土地理院大峰三等三角点（北緯三三度〇三分三三秒〇二七〇、東経一三一度五七分〇七秒三三三三秒五（以下「基点」という。））から一四度四

九分二〇秒八八四・二七メートルの地点

2の地点 1の地点から二二四度三五分〇一秒一七・二二メートルの地点

3の地点 2の地点から二二四度四七分五九秒二〇・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二二五度五三分三六秒一九・六五メートルの地点

5の地点 4の地点から二二八度四二分四六秒四・四八メートルの地点

6の地点 5の地点から二二九度五三分四六秒五・〇七メートルの地点

7の地点 6の地点から二三三度二八分四二秒九・六八メートルの地点

8の地点 7の地点から二三六度四八分五九秒九・五七メートルの地点

9の地点 8の地点から二四〇度一九分一一秒九・六三メートルの地点

10の地点 9の地点から二四三度五一分四〇秒九・五九メートルの地点

11の地点 10の地点から二四七度三六分五三秒九・六二メートルの地点

平成三十年七月二十日

大分県報（告示）

五

- 12の地点 11の地点から二五一度〇六分二四秒九・五九メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五四度二分三三秒九・六二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二五七度五五分一八秒八・九〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二六一度四五分五二秒四・六四メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二六二度二八分一六秒五・七〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二六七度一三分三八秒七・四二メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び59の地点と48の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 48の地点 基点から〇度四七分一二秒七七二・三二メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二六七度三三分四五秒一〇・〇四メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二七四度〇五分五二秒九・一七メートルの地点
- 51の地点 50の地点から二七八度一七分二〇秒八・八一メートルの地点
- 52の地点 51の地点から二八三度二一分一六秒九・四六メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二八五度三四分五三秒九・二八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二五六度五六分〇三秒五・〇九メートルの地点
- 55の地点 54の地点から二九〇度〇九分四九秒一五・七一メートルの地点
- 56の地点 55の地点から二八九度五九分一一秒二〇・四八メートルの地点
- 57の地点 56の地点から二八四度一九分〇八秒五・六九メートルの地点
- 58の地点 57の地点から二七九度二二分一八秒一五・四〇メートルの地点
- 59の地点 58の地点から二七五度〇九分〇五秒〇・六九メートルの地点

3 面積

- 第一区域 二九一・五六平方メートル
- 第二区域 四四二・五七平方メートル
- 合計 七三四・一三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

津久見市大字四浦字鳩浦七四八〇番二から一五三五番二を経て一四九六番一七に至る

2 区域

間の地先の公有水面 域 次各地点を順次に結んだ線及びAの地点とANの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から九度二九分三六秒九二一・二五メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二一二度一三分二四秒九・八三メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から二四二度五九分二六秒九四・二八メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から二六五度五三分四七秒一六〇・七七メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から二六八度〇五分〇九秒三九・七八メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から一七八度二七分三七秒七一・七〇メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から九〇度五七分〇八秒一八・〇一メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から五九度五七分一四秒一〇・五四メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から八二度二二分二〇秒一三・〇四メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から九八度二八分三七秒七・四五メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から一一二度二三分五五秒二二・二一メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から八八度二一分三二秒一一・三九メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一〇九度五九分二六秒三九・三一メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一〇四度一七分四二秒五・一四メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から九五度三一分二二秒八・四四メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から八度〇四分五五秒二・七〇メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から九〇度〇分〇〇秒八・八八メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から八七度二八分四九秒一一・九三メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から八五度三八分五三秒二五・〇八メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から一七六度二六分四四秒二・三六メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から八六度一九分三四秒四・〇五メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から三五五度〇七分四六秒二・八三メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から八六度〇五分二〇秒四六・四八メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から一〇三度一分四二秒九・三四メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から一六八度三七分〇二秒四・五三メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から八二度四五分〇二秒九・七七メートルの地点
- AAの地点 Zの地点から七〇度三四分五九秒二四・九八メートルの地点
- ABの地点 AAの地点から六二度五四分二〇秒二八・六二メートルの地点

ACの地点 ABの地点から二二度三一分一秒二・八八メートルの地点
 ADの地点 ACの地点から五三度五六分四八秒四・一三メートルの地点
 AEの地点 ADの地点から六六度〇三分五三秒二三・九七メートルの地点
 AFの地点 AEの地点から三九度〇三分二三秒一・六一メートルの地点
 AGの地点 AFの地点から五九度二一分二七秒二八・二七メートルの地点
 AHの地点 AGの地点から三三度一九分四三秒三・一六メートルの地点
 AIの地点 AHの地点から三四〇度五一分二三秒三・四〇メートルの地点
 AJの地点 AIの地点から四三度三一分二四秒一二・〇一メートルの地点
 AKの地点 AJの地点から四八度二六分〇〇秒一〇・一五メートルの地点
 ALの地点 AKの地点から三三〇度二八分五一秒三・五四メートルの地点
 AMの地点 ALの地点から四六度五二分二三秒一九・八七メートルの地点
 ANの地点 AMの地点から三一八度一一分一三秒二三・九四メートルの地点

3 面積

三三・六〇七・二七平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地、護岸用地

六 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び津久見市役所

七 縦覧の期間

平成三十年七月二十日から
 平成三十年八月九日まで

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年七月二十日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 豊後高田市呉崎字宝山十六番一ほか十七筆及び十二番六ほか二筆の各一部並びに十五番の地先里道並びに玉津字宮ノ下千六百十三番ほか七筆
- 二 開発区域の面積

平成三十年七月二十日

一万六千八百二十二・四四平方メートル
 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号
 株式会社トリアルカンパニー
 代表取締役 榎木野 仁 司

完了検査年月日
 平成三十年六月二十六日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年七月二十日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

一般エックス線撮影デジタルシステム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事並びに保守委託を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
- (二) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
- (三) 県税を滞納している場合
- (四) 営業年数が一年未満の場合
- (五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
- 合
- (六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

大分県報（告示・公告）

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

- ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
- ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 1 申請の方法
病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。
- 2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地
電話 ○九七―五四六―七三〇二

3 申請の時期

平成三十年七月二十日から同年八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつ

た後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年7月20日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
一般エックス線撮影デジタルシステム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去・処分、設備工事並びに保守委託を含む。）
- (2) 納入期限
平成31年3月29日（金）
- (3) 納入場所
大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争入札参加資格
大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (2) 申請の方法
上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

| | |
|--|---|
| <p>大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年7月20日(金) から同年8月28日(火) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書の提出先 上記2の(3)に同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>(2) 日時 平成30年7月20日(金) から同年8月28日(火) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> | <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 平成30年8月29日(水) 午前9時20分 ただし、郵送の場合は、同月28日(火) 午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 平成30年8月29日(水) 午前9時20分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased Digital Radiography Data Processing and Network System Quantity : 1 set (2) Delivery Deadline March29,2019 (3) Delivery Place Oita Prefectural Hospital (4) Time limit for tender 9:20am, August29, 2018</p> | <p>(5) Contact office for contract Supplies and Property Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyuu, Oita City 870-8511 TEL 097-546-7302</p> |
|---|--|